

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

令和4年7月11日

宮城県大河原土木事務所長



- 1 指定番号 第1125号（大河原土木事務所）
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 3 指定の年月日 令和4年7月11日
- 4 指定道路の位置 柴田郡柴田町船岡東二丁目
406番2, 408番（各一部）、408番地先の道の一部
- 5 指定道路の延長及び幅員
 - ① 幅員 6.15m 延長 64.21m
 - ② 幅員 7.00m 延長 9.95m
 - ③ 幅員 7.00m～4.50m 延長 5.96m

担当：建築班
TEL：0224-53-3918